

子(新生児)の被扶養者申請に伴う配偶者の状況確認について

※ 配偶者が当組合の被扶養者として認定されていない場合は、被扶養者(異動)届に添付してください。

記号	番号	被保険者氏名	配偶者氏名

1. 配偶者は、産前産後休業及び育児休業を取得していますか

- ・産前産後休業を取得している (はい ・ いいえ ・ 申請中)
- ・育児休業を取得している (はい ・ いいえ ・ 申請中 ・ 産前産後休業終了後 申請予定)

2. 配偶者の育児休業期間について

- ・育児休業開始(予定)年月日 (令和 年 月 日)
- ・育児休業終了(予定)年月日 (令和 年 月 日)

※ 産前産後休業終了後に申請予定の場合は、予定されている開始年月日及び終了年月日をご記入ください

3. 配偶者は、雇用保険育児休業給付を受給しますか

- ・ (はい ・ いいえ)

4. 1. 3で いいえ の場合はその理由を記入してください

- ・ (理由)

5. 配偶者が育児休業等を取得する前の1ヵ月平均給与額(控除前の金額)をご記入ください

- ・ (1ヵ月平均給与額 円) ※(控除前の金額をご記入ください)

6. 配偶者は、給与収入以外に収入はありますか (不動産(家賃・駐車場)収入・年金収入・株式配当金等)

- ・ (はい ・ いいえ)

※ はい の場合は、その収入について記入してください。 例 (不動産(家賃) 収入 年間 1,000,000円)

- ・ (収入 年間 円)
- ・ (収入 年間 円)

【添付書類】

配偶者の収入額が確認できる、最新年度の「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」、「源泉徴収票」のいずれか1点を添付してください。

上記の証明書等の期間中に、育児休業等による休職期間が含まれている場合は、更にその前年度の証明書等を添付してください。(コピー可)

【ご注意ください】

※ 配偶者の復職等により、今後配偶者の年間収入があなたより多くなることが見込まれる時は、配偶者の勤務先にて被扶養者の異動の手続きをしてください。その際、当組合には扶養削除の届出が必要です。(扶養削除の届出には、当組合の保険証(扶養削除対象者)と、異動先の新しい保険証のコピーを添付してください。)

※ 回答内容に基づき、当組合において配偶者の収入等について調査をする場合があります。

調査の結果、事実と異なる回答により被扶養者として認定されたことが判明した場合は、遡及して被扶養者資格は削除され、医療費(一部負担金を除く)の返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。

また、追加で書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。